第四号の表を次のように改める。

地域区分	支援の種類	割合
一級地	児童発達支援（主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所等において行う場合） 放課後等デイサービス（主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合）	千分の千九十九
二級地		千分の千八十三
三級地		千分の千七十二
四級地		千分の千六十九
五級地		千分の千六十八
六級地		千分の千六十三
七級地		千分の千六十
八級地		千分の千五十九
九級地		千分の千五十四
十級地		千分の千五十
十一級地		千分の千四十五
十二級地		千分の千四十二
十三級地		千分の千四十一
十四級地		千分の千三十六
十五級地		千分の千三十二
十六級地		千分の千二十七
十七級地		千分の千二十三
十八級地		千分の千十八
十九級地		千分の千十四
二十級地		千分の千五
その他		千分の千

第五号の表を次のように改める。

地域区分	都道府県	地域
一級地	東京都	特別区
二級地	東京都	武蔵野市、西東京市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、
	神奈川県	鎌倉市
	大阪府	大阪市、守口市
	兵庫県	芦屋市

三級地	埼玉県	和光市
	東京都	福生市、清瀬市
	神奈川県	厚木市
	大阪府	門真市
四級地	東京都	八王子市、立川市、府中市、調布市
	神奈川県	横浜市、川崎市
	愛知県	名古屋市
	大阪府	吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市
	兵庫県	西宮市、宝塚市
五級地	茨城県	取手市
	千葉県	成田市、印西市
六級地	埼玉県	さいたま市
	大阪府	高石市
七級地	東京都	三鷹市、小金井市
	神奈川県	横須賀市、逗子市
	京都府	京都市
	大阪府	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市
	兵庫県	神戸市、尼崎市
八級地	茨城県	つくば市
	埼玉県	志木市
	千葉県	船橋市、浦安市
	東京都	昭島市、小平市、日野市、東久留米市
	神奈川県	海老名市
九級地	千葉県	千葉市、袖ケ浦市
	愛知県	刈谷市、豊田市
	奈良県	天理市
	福岡県	福岡市
十級地	千葉県	市川市、松戸市、習志野市、八千代市、四街道市
	東京都	青梅市、東村山市、あきる野市
	神奈川県	相模原市、藤沢市、茅ケ崎市、大和市、座間市、綾瀬市